

提案基準 3

判断基準第2第3項②の幅員が4m以上の
通路に接する敷地における建築物の取扱いについて

(趣旨)

第1 この基準は、判断基準第3の規定に基づき、判断基準第2第3項②の敷地のうち幅員が4m以上の通路に接するものにおける建築物の取扱いについて必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2 この基準は、次のいずれかに掲げる通路（道路に至るまでの最小幅員が4m以上のものに限る。）に2m以上接する敷地における建築物について適用する。

- ① 判断基準第2第2項①から④までのいずれかに掲げる道で、市町村認定道路であるもの及び私有地によって幅員が構成されている通路
- ② 判断基準第2第2項①から④までのいずれかに掲げる道（市町村認定道路を除く。）及び私有地によって幅員が構成され、かつ、平成11年5月1日時点において既に建築物が立ち並んでいる通路
- ③ 私有地によって幅員のすべてが構成され、かつ、平成11年5月1日時点において既に建築物が立ち並んでいる通路

(用途・規模・構造)

第3 許可に係る建築物は、その敷地が接する通路を「道路」と読み替えて建築基準関係規定に適合すること。

(土地所有者による合意等)

第4 その敷地が接する通路について、当該通路部分の所有権を有する者による通路として確保することの合意があること。ただし、当該通路が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ① 建築物が20年以上にわたって既に立ち並んでいる通路
- ② 第2①又は②に該当する通路で、そのうち判断基準第2第2項①から④までのいずれかに掲げる道の部分の幅員が2.7m以上のもの

(通路の整備等)

第5 その敷地が接する通路の整備を行うこと。

一括同意基準 3

第1 提案基準3に該当し、かつ、同基準第5について側溝等の整備が完了したものは、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして取り扱う。

ただし、その敷地が接する通路が袋路状であり、かつ、所有者が一である一団の土地に建築物（共同住宅

等を除く。)が2棟以上存することをもって立ち並んでいると判断した場合を除く。

第2 知事は、第1に基づき許可した場合、速やかに建築審査会に報告する。

(附 則)

この提案基準及び一括同意基準は、平成11年5月1日から施行する。

この提案基準及び一括同意基準は、平成12年7月3日から施行する。

この提案基準及び一括同意基準は、平成19年10月1日から施行する。

この提案基準及び一括同意基準は、平成30年9月25日から施行する。